

写真撮影上の留意点

- 1 高松市内にある事務所（本社・本店も事務所の一つとして扱います。）で契約締結の当事者となるものについて必要です。
 - 2 該当する事務所（高松市内のみ）が複数ある場合は、その事務所の数だけ作成してください。
 - 3 事務所に契約締結権限を委任するため、本社・本店が直接契約しない場合には、本社・本店の写真撮影する必要はありません。
- 4 写真撮影の例

| 区分 | 申請者（入札参加資格審査申請者の本社・本店） | 契約締結を行う事務所（申請しようとする事務所） | 事務所の所在地 | 申請する業種 | 事務所写真の要・不要 | 撮影すべき者 |
|-------|------------------------|-------------------------|------------|-------------|------------|----------|
| 市内企業 | (株)Aコンサルタント | 本社 | 高松市 | 測量、土木、地質 | 要 | 代表者 |
| | (株)C計画 | 本社 大阪営業所 | 高松市 大阪市 | 地質、補償 建築 | 要 不要 | 代表者 — |
| | D設計（個人） | 本店 | 高松市 | 土木 | 要 | 代表者 |
| 準市内企業 | (株)G調査設計 | 本社 高松支店 | 大阪市 高松市 | 測量、補償 土木 | 不要 要 | — 支店長 |